



選定療養費

- ・規定する回数を超えたリハビリテーション料

当院では、医科点数表等に規定する回数を超えて受けるリハビリテーションに関しては保険給付対象外となる為、その分を患者様にご負担頂く事が健康保険法により定められております。当院では保険給付適用の医療費と別に保険外併用療養費（※選定療養費）として、リハビリテーション 1 単位（20 分）当たり以下の料金を徴収させて頂きますので、ご了承の程よろしくお願ひいたします。

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料 2,695 円
- ・廃用症候群リハビリテーション料 1,980 円
- ・運動器リハビリテーション料 2,035 円

令和 7 年 4 月 25 日